

令和2年度建設労働者職業教育訓練支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 建設労働者職業教育訓練支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、建設労働者職業教育訓練支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語の例による。

(知事が別に指定する訓練等)

第3条 要綱第5条第2項第1号に規定する知事が別に指定する訓練は、別表1のとおりとする。

(交付申請書の必要添付書類)

第4条 要綱第6条第3号に規定する知事が別に定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 訓練受講者の①住所、②氏名、③生年月日が確認できる書類（運転免許証等）の写し
- (2) 訓練受講者の受講申込が確認できる書類（受講申込書等）の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付申請書の受付期間)

第5条 要綱第7条に規定する交付申請書の受付期間は、別表2の左欄の区分に応じ、同表右欄に掲げる期間までとする。

- 2 交付申請書の受付は、先着順とする。ただし、申請のあった補助金の総額が予算額に達することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、当該達した日をもって受付を終了することとし、予算を超過する申請があった場合には、当該受付終了日に到着した交付申請書については、抽選により受付を行うものを決定するものとする。

(実績報告書の提出期限)

第6条 要綱第12条に規定する実績報告書の提出期限は、事業の完了日から14日を経過する日までに提出しなければならない。ただし、その日が香川県の休日（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項に定める日（以下「県の休日」という。）の時は、その直前の県の休日以外の日を提出期限日とする。

- 2 交付決定の日が事業の完了日以降である場合は、前項の規定にかかわらず、要綱第12条

に規定する実績報告書の提出期限は、交付決定の日から14日を経過した日とする。ただし、その日が香川県の休日の時は、その直前の県の休日以外の日を提出期限日とする。

(実績報告書の添付書類)

第7条 要綱第12条第2号に規定する知事が別に定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 実施訓練機関からの訓練経費の請求書の写し
- (2) 補助対象事業者が訓練経費を支払ったことが証明できる書類の写し
- (3) 訓練受講者が訓練の受講を修了したことが確認できる書類の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

訓練実施施設	訓練分野	コース名
四国職業能力開発大学校	機械系	超音波探傷技術による欠陥評価
	居住系	実践建築設計3次元CAD技術（プレゼン総合編）
		木造住宅の構造安定性能設計技術（構造安定性能設計＋外皮性能計算編）
	鉄筋の加工・組立実践技術	
香川職業能力開発促進センター	溶接系	半自動アーク溶接技能クリニック

別表2（第5条関係）

区分	交付申請書の提出期間
令和2年度上半期（4月～9月） 受講分	令和2年8月31日（月） ～令和2年9月18日（金）
令和2年度下半期（10月～3月） 受講分	令和3年）2月1日（月） ～令和3年2月19日（金）